

京都市創業・イノベーション拠点「淳風 bizQ (元淳風小学校)」 入居者募集要領

1 本事業の趣旨

令和2年7月、国が進める「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における「グローバル拠点都市」に京都市を含む京阪神地域が選定されました。京都市はベンチャーの都として、他都市に先駆け、ベンチャー企業の認定制度や大学発ベンチャー創出、産学連携等の取組により、有望なスタートアップの発掘・育成等を行ってまいりましたが、本選定を契機にオール京都の産学公金等の連携体制を強化するとともに、京阪神地域をあげたスタートアップ創出の取組を加速させることとしています。

本協議会においても、令和2年6月に、スタートアップ※向けのオフィス兼交流施設「淳風 bizQ (じゅんぷうびずく) (元下京図書館)」を開設し、京都発祥の2社に対して支援を行っているところですが、今回、スタートアップ拠点の拡充と事業者同士の活発な交流促進に向けて、隣接する元京都市立淳風小学校 (以下「元淳風小学校」という。) の空き教室7区画を新たにスタートアップ向けオフィスとして運用します。

地域に愛される・歴史と伝統を育んできた元淳風小学校から、社会が希求する新たなビジネス・サービスを創出するスタートアップを、地域の皆様とともに育んでまいります。

※「スタートアップ」とは…本事業でいう「スタートアップ」とは、ユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持つ、創業10年未満の中小企業者を指す。

2 実施主体 京都市創業・イノベーション拠点運営協議会

クリエイティブな人材や企業の集積と、地域企業との交流・連携を促す「京都市創業・イノベーション拠点」の整備・運営について、民間事業者や支援機関等の幅広い視点を取り入れながら、効果的に実施することを目的として、京都市及び関係機関の参画により、令和元年10月に設立した協議会 (任意団体)

正会員 (令和3年7月末現在)

京都市、(公財) 京都高度技術研究所 (ASTEM)、京都大学、京都リサーチパーク(株)、(株) Monozukuri Ventures、(株) フェニクシー、Plug and Play Japan (株)、(一社) リリース

3 施設の概要 (平面図別紙参照)

- (1) 施設名：京都市創業・イノベーション拠点「淳風 bizQ (元淳風小学校)」
- (2) 所在地：京都市下京区大宮通花屋町上る柿本町609番地1
元京都市立淳風小学校
(市バス「島原口」すぐ、JR「丹波口」徒歩12分)
- (3) 構造：鉄筋コンクリート造 地上3階建て (敷地面積約7,258㎡)
ただし、今回対象とする区画は、別紙2平面図のとおり
- (4) 竣工年：昭和6年建築
- (5) 耐震性：耐震診断済 (耐震性能は低い (I s 値0.3) と判定されています。)

4 応募資格

次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすもの。募集要領を熟読し、本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加すること。

- (1) スタートアップ（ユニークなテクノロジーや製品・サービス、ビジネスモデルを持つ、創業10年未満の中小企業者^{※1}）
- (2) 社会課題の解決を目的とした事業、又はイノベーション創出等、新たな価値の創造に資する事業に取り組む創業10年未満の中小企業者又は団体^{※2}
- (3) 協議会正会員が推薦する企業・団体等

※1 本事業の中小企業者：巻末別表参照

※2 本事業の団体：特定非営利活動法人、社団法人又は財団法人を指す。

- 創業予定者（個人事業主含む）及び申請時点で市内に拠点が無い事業者でも申請可能ですが、令和3年12月末までに市内に事業拠点を設け、法人登記が必要です。本施設を登記することも可能です。
- 現地見学会に必ず参加していただき、施設実態を把握したうえで、お申込みください。

5 申請期間

令和3年8月6日（金）から同年8月25日（水）午後5時まで 《必着》

6 使用条件

元京都市立淳風小学校は、京都市教育委員会所有の物件であり、入居は私法上の賃借関係ではなく、「行政財産の目的外使用許可」によるものとなります（借地借家法の適用外）。そのため、6(3)①に掲げる許可条件を遵守いただく必要があります。

また、入居に当たっては、協議会への入会等が必須となります（6(3)③ア参照）。

(1) 使用可能な期間：令和3年10月下旬～令和7年3月31日（入居準備期間含む。）

※ 3箇月以上の期間で申し込むこと。ただし、令和4年度以降の継続使用（更新）については、年度毎に許可・不許可の判断を行います。

(2) 部屋タイプ、床面積及び使用料：

部屋タイプ	面積	区画数	使用料 (月額換算による概算)	備考
標準	67㎡	4	22,300円 別途、施設負担金：25,000円	2階（一年い組、二年い組、三年い組、コンピュータールーム）
ハーフ	34㎡	2	11,300円 別途、施設負担金：13,000円	2階（ランチルーム、児童会室）
その他	75㎡	1	24,600円 別途、施設負担金：25,000円	2階（生活科ルーム）
合計		7		

- ※ 厳密には日割計算となりますので、上記月額使用料は目安です（光熱水費・通信料別途）
- ※ 使用料は毎年度、見直しますので令和4年度以降の継続使用（更新）の場合は同金額にならない可能性があります。
- ※ 使用料は原則、年度当初に一括納入していただきます。また、施設負担金は月払いとなります。光熱水費の支払い方法等の詳細は、入居者決定後にお伝えします。
- ※ 施設負担金とは、最低限の当初施設整備費や、警備・清掃等、施設の維持管理に要する費用を入居者で負担するものです。

(3) 留意事項

① 許可条件について

入居者は、協議会の指示による所定の手続きを経てください。また、京都市教育委員会による「行政財産の目的外使用許可」を受けただうえで、当該施設の使用を開始していただきます。その際、下記の許可条件が付されますので、あらかじめご了承ください。

許可条件
<p>1 使用許可の取消し</p> <p>次の事項に該当するときは、この使用許可を取り消すことがある。</p> <p>(1) 本市において、使用することを許可した財産（以下「使用許可財産」という。）を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。</p> <p>(2) 「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に基づき提案された事業により使用許可財産の活用が決定したとき。</p> <p>(3) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの許可条件に違反したとき。</p> <p>(4) 使用料が有償の場合にあつては、使用者が使用料の納付を怠ったとき。</p> <p>(5) 使用者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。</p> <p>(6) その他使用者が地方自治法、地方自治法施行令、京都市公有財産及び物品条例（以下「条例」という。）又は京都市公有財産規則（以下「規則」という。）の規定に違反したとき。</p> <p>2 使用料の改定</p> <p>使用期間中であっても、経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情の変更により使用料の改定（使用料が無償の場合にあつては、有償化）をすることがある。</p> <p>3 使用料の還付</p> <p>使用料が有償の場合において、既納の使用料は、還付しない。ただし、条例第2条第3項各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。</p> <p>4 延滞金</p> <p>使用料が有償の場合において、使用料が納付期限までに納付されず、教育長がその使用料の納入について督促をしたときは、条例第3条の規定に基づき計算した延滞金を納付しなければならない。</p> <p>5 光熱水費</p> <p>使用者は使用料の他、別途算出する光熱水費を納付しなければいけない。</p>

6 使用貸借又は賃貸借等の禁止

使用者は、次の行為をしてはならない。ただし、教育長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 使用許可財産の使用貸借又は賃貸借
- (2) 使用者の地位の譲渡
- (3) 使用許可財産の形質の変更
- (4) 使用許可財産の使用目的の変更

7 届出事項

使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに書面により教育長に届け出なければならない。

- (1) 使用者又は保証人が氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、名称又は事務所若しくは事業所の所在地）を変更したとき。
- (2) 使用者の地位について、相続又は合併等による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 保証人を変更しようとするとき。

8 必要費等の補償

使用者は、使用許可財産に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ教育長が承認した場合を除いては、その補償を請求することができない。

9 滅失又は損傷の届出等

使用者は、使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、直ちに書面により教育長に届け出なければならない。この場合において、使用者の責めに帰すべき事由により使用許可財産が滅失し、又は損傷したときは、教育長の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

10 損害賠償

使用者が、その責めに帰すべき事由によりこの使用許可を取り消されたときは、これにより本市に生じた損害を賠償しなければならない。

11 原状回復義務

使用者は、使用期間が満了したときは当該使用期間の満了の日までに、使用許可が取り消されたときは教育長が指定する日までに、自己の費用で使用許可財産を原状に回復しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

12 善管注意義務

使用者は、使用許可財産を善良な管理者としての注意をもって管理しなければならない。

13 調査協力の義務

教育長は、使用許可財産について随時その使用状況を実地に調査することができるとともに、使用者は、これに協力しなければならない。

14 使用期間の更新

使用者は、使用期間の満了後引き続き使用許可財産を使用しようとするときは、使用期間満了の日の30日前までに、規則第20条第2項に規定した申請書を教育長に提出しなければならない。

15 疑義への対応

使用許可財産の使用又はこの許可条件について疑義が生じたときは、教育長の指示によらなければならない。

16 その他

- (1) 使用を許可された箇所以外の場所に立ち入らないこと。ただし、共用部分等であらかじめ指示された箇所についてはこの限りではない。
- (2) 使用を許可された用途以外で施設を使用しないこと。
- (3) 施設内で無断で火気を使用しないこと。また、敷地内禁煙を厳守すること。
- (4) その他、使用許可の申請にあたって提出した「閉校施設の使用条件に関する同意書」に掲げる条件を遵守し、本市が違反を指摘した時は、速やかに違反状態を解消すること。

② 入居者による内装工事等について

ア 入居に当たっては、使用終了後の「原状回復」が原則です。入居者は必要に応じて内装の変更を可能としますが、事前に協議会の了承を得ることとします。また、以下の禁止事項を行ってはけません。

《禁止事項》

・躯体強度の信頼性が低いため、躯体への穴開けや打ち込みは禁止します。

- (例) ・空調用配管スリーブ開け
・空調機吊りボルト（天井アンカー）
・軽量間仕切壁下地設置（天井，壁，床アンカー）

イ 使用期間中の塗装や吹付，タッチアップ程度の修繕は可能としますが，使用終了時には，同系色まで回復させることを原則とし，入居者と協議会で協議することとします。

③ 入居条件

入居に当たっては，以下のことを条件とします。

ア 創業・イノベーション拠点運営協議会（任意団体）への入会

- ・交流スペースの運営やホームページの管理等，同協議会運営のための年会費5万円（初年度は半額）を年度毎に負担いただきます。
- ・協議会の一員として，必要な会合や各種イベント，入居企業間や地域企業等との交流事業に積極的に参加するとともに，事業に支障のない範囲で，視察・取材・ヒアリング等に協力してください。

イ 町内会への加入等，地域活動への積極的な参加

- ・近隣の町内会（堀之上町，要会費）に入会し，地域の行事（夏まつり，運動会等）にも積極的に参加してください。

ウ 災害発生時の協力

- ・元淳風小学校は，京都市指定避難所及び指定緊急避難場所（水害）に指定されています。災害発生時には，避難所運営等に協力してください。

④ 入居者への支援

ア 京都市や京都高度技術研究所（以下「ASTEM」という。）によるビジネス相談会や金融機関等の紹介

イ 入居企業の活動状況等の発信

- ウ ASTEMが運営するシェアオフィスである「イノベーション創出コミュニティSTC3」の施設利用や各種セミナー・勉強会へ参加，会員組織との相互交流等
- エ 京都リサーチパークが開催するイベントの案内及びイノベーション創発に関するイベント登壇の案内

⑤ 交流スペースの活用について

交流スペース（2階音楽室）は，次のような事業等に使用できます。

ただし，具体的な実施方法，時期，内容等については，事前に協議会との調整・承認が必要です。

- ア 創業支援，イノベーションの促進に資する事業
- イ 起業家教育に関する事業
- ウ 入居企業間の交流事業
- エ 地域企業，学生，アーティスト等，多様な主体とスタートアップとの交流・マッチング事業や地域住民を対象とした拠点事業への理解を深めるための事業（小中学生や地域の方向けのプログラミング教室等）
- オ 拠点の魅力を高める事業やその他，拠点にとって有益な事業

⑥ 禁止事項

- ア 本施設は，消防法上の「事業場」（消防法施行令 別表第1(15)「前各号に該当しない事業場」）となるため，業として営まれる飲食店・店舗としては，利用できません。
- イ 火気の取扱いは，禁止します（ガスの使用も禁止します。）。
- ウ 元淳風小学校敷地内は，全面禁煙です。
- エ 防音機能が低い建物であるため，大きな音が出る作業はできません。
- オ 電子レンジ，電気ストーブ，食器洗い乾燥機，炊飯器，ドライヤー等の消費電力が大きい家電（目安は10A（100V計算））は使用できません。

⑦ 設備等

- ア 各専有区画内の備品（黒板，教壇，机，椅子，ランドセル棚等）の利用や移設について，ご希望がある場合は，お申込みの際に，お伝えください。
- イ 各専有区画内で使用できる電気容量は50A（100V計算）以下になります。
- ウ インターネットを使用される場合は，入居者が直接光回線及びプロバイダー契約をしていただきます（NTT西日本のインターネット回線開設工事は協議会が行います。）。
- エ 水道水は利用いただけますが，飲料用としての水質検査を行っていないため，飲料用としては，利用できません。
- オ 入居者用駐車場はありません。物品の搬出入や工事等で一時的な使用が必要な場合は個別に相談してください。
- カ 入居者用駐輪スペースは，元淳風小学校敷地内に設けますが，駐輪可能台数は各社数台までに制限する予定です。詳細は，入居者決定後にお伝えします。
- キ トイレは原則，1階に設置されたものを使用いただきます。

- ク エレベーターは設置しておりません。また、昭和初期の建物であるため、バリアフリー対策が十分ではありませんので、入居される前に必ず現地見学会にご参加ください。
- ケ 生活科ルームは、校舎北側道路に面しているため、北側窓に遮光カーテンを入居者負担で設置していただきます（カーテンレールは既存のものがあります。）。

⑧ その他

元淳風小学校は、長く地域住民の方に愛されてきた施設です。現在も、夏まつりや運動会の地域行事の会場として、また、多様な地域団体の活動の場として、広く活用されています。施設は地域の方と譲り合って利用していただくとともに、地域の行事等に積極的に参加していただきますよう、お願いします。

7 現地見学会・申請方法

(1) 現地見学会の開催

本施設は、昭和初期建築の元小学校であり、一般のオフィスビルとは設備が大きく異なります。必ず、現地見学会※に参加していただき、実態を把握したうえでお申込みください。

※ 他のイベントや視察等で施設を訪問されたことがあり、施設について一定の理解をされている方は見学会への参加は必須ではありません。

① 実施日時

ア 令和3年8月17日（火）

イ 令和3年8月18日（水）

ウ 令和3年8月19日（木）

<時間区分>

9時30分～10時30分 / 10時45分～11時45分

13時00分～14時00分 / 14時15分～15時15分

② 場所

京都市下京区大宮通花屋町上る柿本町609番地1 元淳風小学校

③ 申込方法

令和3年8月16日（月）の正午までに、【（様式6）現地見学会参加申込書】を事務局にメールで送付いただき、申込みをお願いします（希望日時は先着順とします）。上記日程のうち、複数回の参加も可能です。ただし、各日時について、対応人数に限りがございますので、参加希望者が多数の場合は、調整等をお願いする場合があります。

申込みの際に、必ずメールの件名に「淳風bizQ見学申込み（企業・団体名）」をご記入ください。また、メール受領後、日程確定メールを送付しますが、時間が経過して事務局から返信が無い場合は、大変恐れ入りますが、問合せ先にお電話をお願いします（迷惑メール等で届いていない場合があるため。）。

④ 申込連絡先

次の【(2)利用申請書等の提出の④問合せ先】に記載する連絡先へご連絡ください。

(2) 利用申請書等の提出

① 提出書類

本申請要領、申請様式等については、以下ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://jumpbizq.com/entry/>

【以下の提出書類を、期限までに提出してください。】

	正副あわせて提出	法人	個人
作成 書類	①（様式1）利用申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②（様式2）利用希望書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③（様式3）利用計画書 ※9審査項目及び審査基準を熟読して提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④（様式4）誓約書 （京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない旨誓約するもの）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付 書類 (★原本)	⑤法人登記事項証明書（★）	<input type="checkbox"/>	—
	⑥住民票（★）	—	<input type="checkbox"/>
	⑦印鑑証明書（★）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧会社案内パンフレット等、会社概要がわかる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨直近2期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩法人市民税、固定資産税等の市税に関する納税証明書（★）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪（様式5）推薦書（推薦者のみ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

② 提出部数 各書類5部（4部は写し）・・・★の資料も4部は写しで構いません。

③ 提出期限 令和3年8月25日（水）午後5時まで《必着》

④ 問合せ・提出方法

ア 提出書類は、以下の担当者まで【持参又は郵送】によりご提出ください。

イ 質問や問合せは、要旨を簡潔にまとめ、メール件名に「淳風 bizQ 入居者募集に係る質問」と明記のうえ、送信してください。

事務局	京都市創業・イノベーション拠点運営協議会事務局（担当：金崎，吉岡）
所在地	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地 京都市産業観光局産業イノベーション推進室内（分庁舎地下1階）
連絡先	E-mail startup@city.kyoto.lg.jp 電話 075-222-3339 ※電話でのお問合せは、午前8時45分～午後5時30分（平日のみ） ※本事業に関するお問合せは、 原則Eメール でお願いします。

(5) 注意事項

① 言語及び通貨

公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

② 失格となる提出書類

参加申込書及び利用計画等の提出書類が次の事項の一つ以上に該当する場合には、失格となる場合があります。失格となった場合は、別途通知します。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

③ その他

ア すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は、入居者の選定以外に申請者に無断で使用しません。ただし、交流事業実施計画書等、提案された内容については、今後の参考にすることがあります。

ウ 提出された書類は、入居者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。

エ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めません。

オ すべての提出書類は、返却しません。

8 審査及び選定等

(1) 審査方法

審査は、協議会が書類及び面談（プレゼンテーション及び質疑）により実施し、書類審査を通過した者に対して、面談審査のうえ、入居者を選定します。審査は、非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じません。

書類審査は9月上旬に実施し、面談審査は、令和3年9月中下旬に開催します。

面談審査の詳細は、書類審査通過者に対し、令和3年9月中旬までに通知します。

(2) 審査基準

下記9の評価項目及び評価基準に基づき、総合的に評価し、選定します。評価点の平均が60点以上の応募者から選定し、応募者が7社に満たない場合も同様とします。

(3) 通知

選定結果については、全応募者に対して、メール及び郵送で通知します。

(4) 公表

参加した事業者及び評価点を公表します。

9 審査項目及び審査基準（書類審査）

項目	評価内容	配点	係数	小計
(1) 事業内容 (40点)	(企業・団体に対する評価)			
	ア 新規性・独自性・新たな価値の創造性	5点	×2	10
	イ 実現可能性・具現性	5点	×2	10
	ウ 成長性 (市場性, 将来性, 雇用や経済への波及効果)	5点	×2	10
	エ 公益性 (社会課題解決やSDGs達成への貢献度)	5点	×2	10
(2) 利用計画 (20点)	利用計画は具体的で適切か(小学校の空き教室利用に適しているか)。また, 拠点の趣旨に合致しているか。	5点	×4	20
(3) 交流事業 (20点)	(交流事業の提案に対する評価)			
	ア 地域住民※を対象とする具体的な交流事業の提案があるか。また, 地域の理解促進に資する内容と回数か。	5点	×1	5
	イ 地域企業(京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有する事業者)との連携・協業の計画があるか。	5点	×3	15
(4) 実施体制 (10点)	責任者は明確で, 提案内容を実現できる体制が整っているか。	5点	×2	10
(5) その他	その他, 優れた点(加点要素)	5点	×2	10
合計				100点

※ ここでいう「地域住民」は, 元淳風学区を中心とする本市在住・在学・在勤者を意味するが, 交流事業の参加者が地域住民に限定されている必要はありません(市民以外も参加可能な事業も排除しない)。

(評価の基準)

5点 非常に優れている 4点 優れている 3点 おおむね妥当である
2点 不十分な点がある 1点 評価すべき点はない 0点 条件を満たしていない

※ ただし, (5)「その他」は, 加点要素として扱い, 以下のとおりとします。

5点 ア～エでは評価できない, 非常に優れた点があり, 特に評価します。

3点 ア～エでは評価できない, 優れた点があり, 特に評価します。

0点 特段, 加点すべき要素はない。

10 今後のスケジュール

令和3年 8月25日	募集〆切
8月26日～9月下旬	審査(書類・面談)
～10月中下旬	各種手続き
10月下旬～	入居開始

【別表】

本事業における中小企業者とは以下の会社（株式会社，合同会社，合資会社，合名会社）とします。

(1) 対象となる企業の資本金基準，従業員基準

主たる事業を営んでいる業種	<資本金基準> 資本金の額又は出資の総額	<従業員基準> 常時使用する従業員の数(※)
製造業，建設業，運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※ 常時使用する従業員には，事業主，法人の役員，臨時の従業員を含まない。

※ 以下の項目に該当する中小企業は対象となりません。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている企業
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者

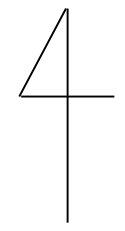
また，次の事項に該当する者は，対象者になりません。

- ア 京都市内の中小企業者の場合，京都市税を滞納している者。市外の中小企業者については，当該企業の住所における自治体での市税を滞納している者
- イ 役員等（個人である場合はその者を，法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であると認められる者
- ウ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- エ 役員等が自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められる者
- オ 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与する等直接的或いは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認められる者
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- キ 下請契約又は資材，原材料の購入契約その他の契約にあたり，その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められる者
- ク イからカまで（キの場合を除く。）のいずれかに該当する者を資材，原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に，当財団が当該契約の解除を求めたにも関わらず，これに従わない者

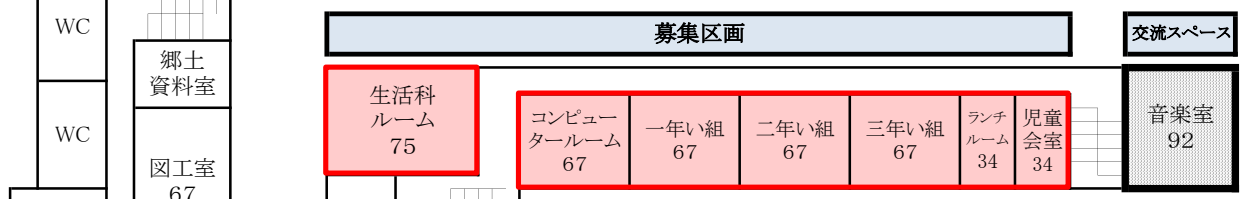
(別紙)

元淳風小学校

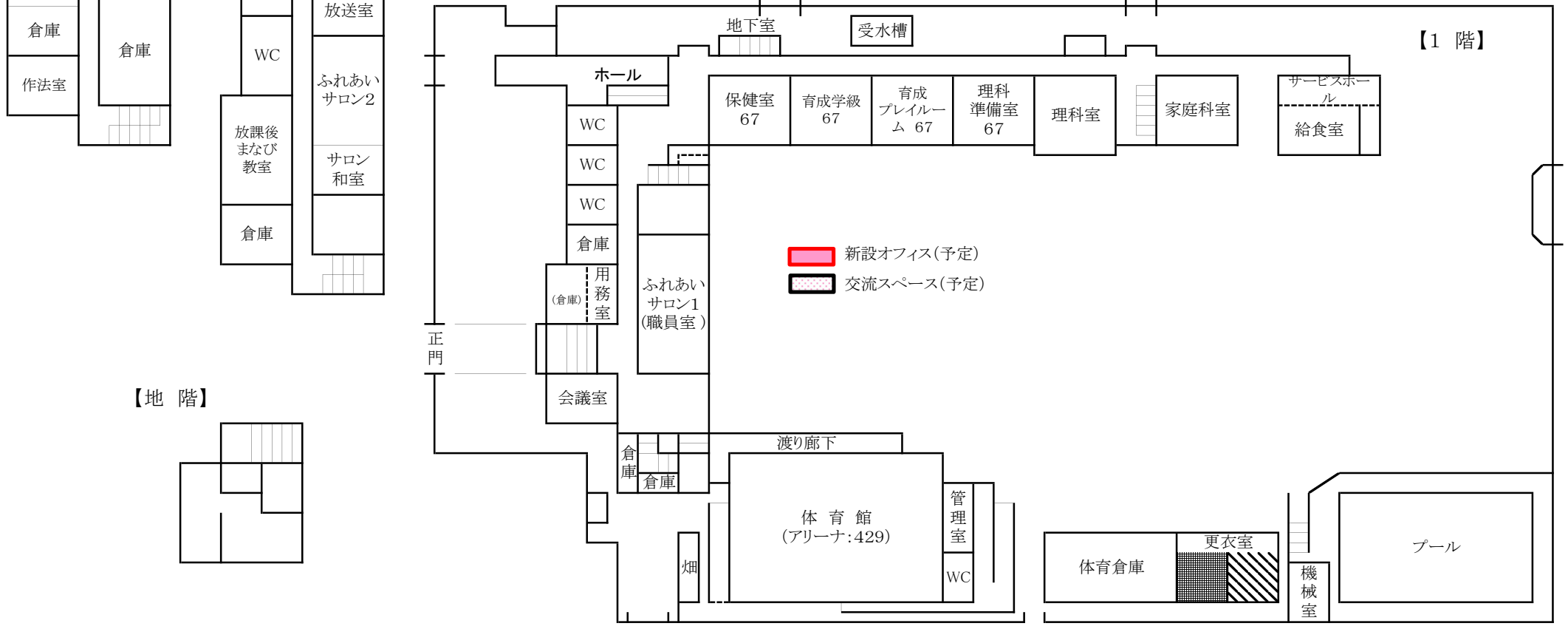
【3階】



【2階】



【1階】



■ 新設オフィス(予定)
■ 交流スペース(予定)

【地階】

